



株式会社アイビスホールディングス
identity begin inclusive scenario

2026年9月7日

各位

会 社 名 株式会社アイビスホールディングス
(コード番号 9334 TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 永江 榮司
問 合 せ 先 取締役管理部長 猪田 寛生
T E L 052-526-1590
U R L <https://www.ibisholdings.co.jp/>

**名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場承認並びに
東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける
当社普通株式の上場廃止に関するお知らせ**

本日、当社は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」という。）より、当社普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への新規上場を承認されましたこと及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下、「福岡証券取引所」という。）より、当社普通株式の福岡証券取引所Q-Board市場への新規上場を承認されましたことをお知らせいたします。

名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場への上場日は2026年10月13日（火）を予定しております。

これもひとえに、関係者の皆様の温かいご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。今後も皆様方のご期待に応えるべく、業容の拡大と企業価値向上を目指す所存でございますので、引き続きご支援、ご鞭撻賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

また、当社普通株式は2023年10月20日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しておりますが、当社は、本日開催された取締役会において、下記の通り、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しております当社普通株式に関し、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し上場廃止（以下、「本上場廃止」という。）申請を決議し、申請いたしました。これにより当社普通株式に関し東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおいて、上場廃止の見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 本上場廃止申請の目的及び理由

当社は、2023年10月20日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場いたしましたが、更なる業容拡大、社会的信用及び知名度の向上を図るとともに、市場流動性の高い市場で資金調達の多様化を図るため、名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場へ上場することいたしました。

これに伴い、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に従って、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しております当社普通株式について本上場廃止を申請いたしました。

2. 今後の予定

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 上場承認日 | 2026年9月7日 (月) |
| 名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場 | |
| (2) 本上場廃止申請書提出日 | 2026年9月7日 (月) |
| 東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Market | |
| (3) 上場廃止予定日 | 2026年10月12日 (月) |
| 東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Market | |
| (4) 上場予定日 | 2026年10月13日 (火) |
| 名古屋証券取引所ネクスト市場及び福岡証券取引所Q-Board市場 | |

3. 東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Market以外の上場取引所

当社が現在上場しております金融商品取引所は、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Market以外にございません。

4. 担当J-Adviser及び担当F-Adviserについて

上記2. の日程により当社が本上場廃止の手続きを進めるにあたり、フィリップ・キャピタル証券株式会社との担当J-Adviser契約及び担当F-Adviser契約に基づき、本上場廃止日までの期間については、J-Adviser及び担当F-Adviserとしての業務は継続されます。

5. 名古屋証券取引所及び福岡証券取引所への上場承認について

詳細につきましては、名古屋証券取引所及び福岡証券取引所のウェブサイトをご覧ください。

6. 募集株式発行並びに株式の売出しについて

詳細につきましては、本日別途公表いたしました「募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」をご確認ください。

以上